

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例並びに
福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例等の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号。以下「附置義務駐車場条例」という。）、同条例施行規則（昭和47年福岡市規則第53号。以下「附置義務駐車場条例施行規則」という。）、福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和57年福岡市条例第25号。以下「附置義務駐輪場条例」という。）並びに同条例施行規則（昭和57年福岡市規則第34号）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置場所等の特例)

第2条 附置義務駐車場条例第8条第1項に規定する当該建築物又は当該建築物の敷地内に設けることが著しく困難又は不適当な場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該敷地が自動車の出入口を設けてはならない部分のみに面している場合
- (2) 当該敷地が歩行者専用道路など自動車の通行を制限する交通規制がある道路のみに面している場合
- (3) 既存建築物の増改築等において、附置義務台数増加分を設置するスペースがない場合
- (4) 自己所有の土地・建物に駐車施設を設置する場合
- (5) 当該敷地の間口が狭く、基準を満たす車路を設けられない場合
- (6) 当該敷地の面積が500平方メートル以下である場合
- (7) 当該建築物の設計上、過度の負担を強いることになる場合
- (8) 当該敷地内に駐車施設を確保することで、周辺交通への負荷が大きくなる場合
- (9) 当該敷地の前面に、電線共同溝の地上機器など、移設困難な工作物等があり、駐車施設の出入口を設けることができない場合
- (10) その他市長が特にやむを得ないと認める場合

2 附置義務駐車場条例第8条の2第1項に規定する市長が別に定める場所は、次のとおりとする。

- (1) ボートレース福岡第1立体駐車場（福岡市中央区那の津一丁目29外）

(公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例)

第3条 附置義務駐車場条例施行規則第4条の3第1項第1号に規定する市長が指定する地域は、次の表の(あ)欄及び(い)欄に掲げる鉄道の駅の乗降客用改札口から500メートル以内の地域とする。

| (あ)【天神エリア】 | (い)【博多エリア】 |
|--------------------------------------|--|
| 福岡市営地下鉄 天神駅, 天神南駅 西日本鉄道 西鉄福岡(天神)駅 | 福岡市営地下鉄 博多駅 九州旅客鉄道 博多駅 西日本旅客鉄道 博多駅 |

2 附置義務駐車場条例第8条の3第1項に規定する公共交通利用促進措置は、次の表の(あ)欄に掲げる措置又はそれに類する措置とし、附置義務駐車場条例施行規則第4条の3第2項に規定する公共交通利用促進措置の内容に応じた低減率は、(い)欄に掲げる数値とし、公共交通利用促進措置を複数実施する場合は、上限を40パーセントとして、それぞれの措置に応じた低減率を加算することができるものとする。

| (あ)公共交通利用促進措置 | (い)低減率 |
|---------------------------|--------|
| ・従業員のマイカー通勤の規制 | 5% |
| ・公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む） | 5% |
| ・公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | 10% |
| ・公共交通利用者への運賃の補助 | 10% |
| ・公共交通利用者への商品配送サービス | 10% |
| ・鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | 10% |
| ・鉄道駅への地下通路等の接続 | 20% |

上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

- 3 条例第8条の3第2項に規定する公共交通利用促進計画の提出は、様式第1号を市長に提出するものとし、市長が承認する場合は、様式第2号を届出者に交付するものとする。
- 4 条例第8条の3第2項又は第3項に規定する公共交通利用促進計画の変更の届出は、様式第3号を市長に提出することにより行うものとし、市長が承認する場合は、様式第2号を届出者に交付するものとする。
- 5 条例第8条の3第4項に規定する公共交通利用促進措置の実施状況の報告は、様式第4号を市長に提出することにより行うものとする。

(附置義務特例制度審査会)

第4条 附置義務駐車場条例第8条、第8条の2に規定する駐車施設の附置場所等の特例、第8条の3に規定する公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例及び附置義務駐輪場条例第9条の2に規定する自転車等駐車場の設置の特例（以下「附置義務特例制度」と総称する。）の承認の可否を審査するため、附置義務特例制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の構成及び運営等については、別に定める。

(事前協議)

第5条 附置義務特例制度を申請しようとする者は、申請内容を事前に協議・調整するため、事前協議書（様式第5号、様式第6号、様式第7号又は様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の事前協議が整った場合は、市長は、事前協議書の提出者に対し、回答書（様式第9号、様式第10号又は様式第11号）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

公共交通利用促進計画書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

届出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3第2項の規定に基づき、
公共交通利用促進計画を届け出ます。

| 当該建築物 | 名称 | | |
|------------|----------------|-----------------------------|-----|
| | 所在地 | | |
| 公共交通利用促進措置 | 実施項目 (○を記入) | 実施内容 | 低減率 |
| | | 従業員のマイカー通勤の規制 | 5% |
| | | 公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む） | 5% |
| | | 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | 10% |
| | | 公共交通利用者への運賃の補助 | 10% |
| | | 公共交通利用者への商品配送サービス | 10% |
| | | 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | 10% |
| | | 鉄道駅への地下通路等の接続 | 20% |
| | | 上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：) | |
| | | 低減率の合計（上限 40%） | |

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

公共交通利用促進計画承認書

年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付で届出があった公共交通利用促進計画については、次のとおり承認する。

| 当該建築物 | 名称 | | |
|------------|----------------|-----------------------------|-----|
| | 所在地 | | |
| 公共交通利用促進措置 | 実施項目 (○を記入) | 実施内容 | 低減率 |
| | | 従業員のマイカー通勤の規制 | 5% |
| | | 公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む） | 5% |
| | | 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | 10% |
| | | 公共交通利用者への運賃の補助 | 10% |
| | | 公共交通利用者への商品配送サービス | 10% |
| | | 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | 10% |
| | | 鉄道駅への地下通路等の接続 | 20% |
| | | 上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：) | |
| | | 低減率の合計（上限 40%） | |
| 承認番号 | | | |

公共交通利用促進計画 変更届

年 月 日

(宛先) 福岡市長

届出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、公共交通利用促進計画の変更を届け出ます。

| | | | | | |
|------------|----------------|-------|-----------------|------------------------------|-----|
| 当該建築物 | 名称 | | | | |
| | 所在地 | | | | |
| 公共交通利用促進措置 | 実施項目 (○を記入) | | 実施内容 | 低減率 | |
| | 継続 | 新規 | | | 廃止 |
| | | | | 従業員のマイカー通勤の規制 | 5% |
| | | | | 公共交通の時刻表の表示・冊子配布 (啓発を含む) | 5% |
| | | | | 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | 10% |
| | | | | 公共交通利用者への運賃の補助 | 10% |
| | | | | 公共交通利用者への商品配送サービス | 10% |
| | | | | 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | 10% |
| | | | | 鉄道駅への地下通路等の接続 | 20% |
| | | | | 上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要 :) | |
| | | | 低減率の合計 (上限 40%) | | |
| 変更する年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 変更の理由 | | | | | |

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

公共交通利用促進措置実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

報告者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3第4項の規定に基づき、公共交通利用促進措置の実施状況を報告します。

| 当該建築物 | | 名称 | | |
|----------------------|----------------|-----------------------------|--|-----|
| | | 所在地 | | |
| 公共交通利用促進措置 | 実施項目 (○を記入) | 実施内容 | | 低減率 |
| | | 従業員のマイカー通勤の規制 | | 5% |
| | | 公共交通の時刻表の表示・冊子配布 (啓発を含む) | | 5% |
| | | 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | | 10% |
| | | 公共交通利用者への運賃の補助 | | 10% |
| | | 公共交通利用者への商品配送サービス | | 10% |
| | | 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | | 10% |
| | | 鉄道駅への地下通路等の接続 | | 20% |
| | | 上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要:) | | |
| | | 低減率の合計 (上限 40%) | | |
| 承認番号 | | | | |
| 公共交通利用促進措置の実施状況とその効果 | | | | |
| 公共交通利用促進措置の課題 | | | | |
| 上記課題の改善策 | | | | |

1. 公共交通利用促進措置の実施状況とその効果の欄は、次に掲げる事項のうち、該当があるもの全てについて記入してください。
 - (1) 駐車施設の稼働状況の変化
 - (2) 自動車による来客数の変化
 - (3) 公共交通機関による通勤者数、来客者数の変化
 - (4) 建築物周辺の道路の混雑状況 (自動車が駐車施設に駐車するまでの平均待機時間等) の変化
 - (5) その他公共交通利用促進措置の実施及び駐車台数の低減により生じた効果
2. 公共交通利用促進措置の課題の欄及び上記課題の改善策の欄は、公共交通利用促進措置の実施及び駐車施設の駐車台数の低減により課題が生じた場合に記入してください。
3. この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) パンフレットその他公共交通利用促進措置の内容を明らかにする図書
 - (2) 公共交通利用促進措置の実施状況を撮影した写真
 - (3) 建築物周辺の交通の状況を撮影した写真
 - (4) その他市長が必要と認める図書

公共交通利用促進計画 事前協議書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

提出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3に規定する公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例の適用について、事前協議書を提出します。

| 当該建築物 | 名称 | | |
|------------|----------------|------------------------------|-----|
| | 所在地 | | |
| 公共交通利用促進措置 | 実施項目 (○を記入) | 実施内容 | 低減率 |
| | | 従業員のマイカー通勤の規制 | 5% |
| | | 公共交通の時刻表の表示・冊子配布 (啓発を含む) | 5% |
| | | 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | 10% |
| | | 公共交通利用者への運賃の補助 | 10% |
| | | 公共交通利用者への商品配送サービス | 10% |
| | | 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | 10% |
| | | 鉄道駅への地下通路等の接続 | 20% |
| | | 上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要 :) | |
| | | 低減率の合計 (上限 40%) | |

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

公共交通利用促進計画 変更 事前協議書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

提出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3に規定する公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例の変更について、事前協議書を提出します。

| 当該建築物 | 名称 | | | 所在地 | |
|----------------|----------------|----|-------|-----------------------------|-----|
| | | | | | |
| 公共交通利用促進措置 | 実施項目 (○を記入) | | | 実施内容 | 低減率 |
| | 継続 | 新規 | 廃止 | | |
| | | | | 従業員のマイカー通勤の規制 | 5% |
| | | | | 公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む） | 5% |
| | | | | 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | 10% |
| | | | | 公共交通利用者への運賃の補助 | 10% |
| | | | | 公共交通利用者への商品配送サービス | 10% |
| | | | | 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | 10% |
| | | | | 鉄道駅への地下通路等の接続 | 20% |
| | | | | 上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：) | |
| 低減率の合計（上限 40%） | | | | | |
| 変更する年月日 | | | 年 月 日 | | |
| 変更の理由 | | | | | |

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

駐車施設附置場所等特例 事前協議書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

提出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 第8条 第8条の2 第1項 第2項 の規定による

駐車施設の 附置場所 附置台数 の特例について、事前協議書を提出します。

| | | | | | |
|--------------------|-------------------|---|---------|--|--|
| 当該建築物 | 所在地 | | | | |
| | 地域地区 | <input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 周辺地区 <input type="checkbox"/> 自動車ふくそう地区 | | | |
| | 主要用途 | | 工事種別 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | 敷地面積 (建築面積) | () m ² | 構造 | 造, 地上 階, 地下 階 | |
| | 延べ面積 | 特定部分 m ² , 非特定部分 m ² , 合計 m ² | | | |
| 附置台数 | 附置義務台数 | | 軽減後の台数 | 隔地駐車台数 | |
| | ① 第3条 (自動車) | 台 | 台 | 台 | |
| | ② 第3条の2 (自動二輪車) | 台 | — | 台 | |
| | ③ 第4条 (荷さばき) | 台 | 台 | 台 | |
| ※上記③欄の台数は、①欄の台数の内数 | | | | | |
| 駐車施設 | 所在地 及び 駐車場名 | 当該建築物からの距離 | | m | |
| | 権利関係 | 種別 | 権利者住所氏名 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用権 | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用権 | | | |
| | 運営形態 | <input type="checkbox"/> 一時預り (届出第 号) <input type="checkbox"/> 月極 <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | 規模 | 建築物内 台, 建築物外 台, 特殊駐車装置 台 | | | |
| | 特殊駐車装置名 | 認定番号 第 号 | | | |
| 特例の承認を受けようとする理由 | | | | | |

自転車等駐車場設置特例 事前協議書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

提出者 住 所
電 話
氏 名

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第9条の2第2項の規定による自転車等駐車場の設置の特例について、事前協議書を提出します。

| | | | | | |
|--|------------------|--|---------------|--|--|
| 施設 | 所在地 | | | | |
| | 地域地区 | <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 | | | |
| | 主要用途 | | 工事種別 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | 敷地面積（建築面積） | () m ² | | 構造 | |
| | 店舗面積等 | m ² | | | |
| 附置台数 | 条例に基づく附置義務台数 | | 隔地先駐車台数 | | |
| | 自転車 | 台 | 台 | | |
| | 原付 | 台 | 台 | | |
| 自転車等駐車場 | 所在地及び 駐車場名 | | | 当該施設からの距離 m | |
| | 権 利 関 係 | 種 別 | 権 利 者 住 所 氏 名 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 土 地 <input type="checkbox"/> 建 物 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用権 | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 土 地 <input type="checkbox"/> 建 物 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用権 | | | |
| <input type="checkbox"/> 土 地 <input type="checkbox"/> 建 物 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用権 | | | | | |

特例の承認を受けようとする理由

公共交通利用促進計画 事前協議回答書

年 月 日

様

福岡市長

㊟

年 月 日付で提出された公共交通利用促進計画に関する事前協議について、
次のとおり回答します。

| 当該建築物 | 名称 | | |
|------------|----------------|-----------------------------|-----|
| | 所在地 | | |
| 公共交通利用促進措置 | 実施項目 (○を記入) | 実施内容 | 低減率 |
| | | 従業員のマイカー通勤の規制 | 5% |
| | | 公共交通の時刻表の表示・冊子配布 (啓発を含む) | 5% |
| | | 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与 | 10% |
| | | 公共交通利用者への運賃の補助 | 10% |
| | | 公共交通利用者への商品配送サービス | 10% |
| | | 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施 | 10% |
| | | 鉄道駅への地下通路等の接続 | 20% |
| | | 上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要:) | |
| | | 低減率の合計 (上限 40%) | |

駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書

年 月 日

様

福岡市長

㊟

年 月 日付で提出された駐車施設附置場所等特例の事前協議
について、次のとおり回答します。

1 回答の内容

駐車施設附置場所等の特例を認める。

駐車施設附置場所等の特例を認めない。

備考

自転車等駐車場設置特例 事前協議回答書

年 月 日

様

福岡市長

㊟

年 月 日付で提出された自転車等駐車場設置特例の事前協議について、次のとおり回答します。

1 回答の内容

自転車等駐車場の設置の特例を認める。

自転車等駐車場の設置の特例を認めない。

備考